

（まゝか）今後の處決は此の方針に基いて行つて頂くこと
致すこと。

如上の次第で高杉に誠意なく不首等々の奔走し何事
効果なく有る諸君は申すに及ばぬ御座りし御説
を致し之れは此の御下解を御取する次第であります
以上

大正十三年七月二十六日

高杉同志会

- 理事 大田 啓一 氏
- 吉川 丹 彦
- 山田 良之助
- 山田 藤 松
- 伊藤 平 六
- 横山 義 一

各々各々

兵發券初第一五三號

大正十三年十月三十日

兵庫縣知事 平塚 廣義

總務部長



内務大臣 若槻 禮次郎 敬

逓信大臣 大 養 毅 敬

社会局長官 池田 宏 敬

警視總監 太田 政弘 敬

大阪 神奈川 愛知 福岡 長崎

各府縣知事 敬

高杉同志会整理計画三箇文件

大阪商船会社所屬司厨部員以下組織せる高杉同志

12.10.8
第589号